

近年の新聞報道からみた全国の社寺における 盜難および放火・不審火被害の時期的・地域的傾向

Temporal and Geographical Characteristics of Theft and Arson Incidences
Including Suspected Cases at Temples and Shrines in Entire Japan
Based on Recent Newspaper Articles

谷崎友紀¹・中谷友樹^{1,2}

Yuki Tanizaki and Tomoki Nakaya

¹立命館大学客員協力研究員 歴史都市防災研究所（〒603-8341 京都府京都市北区小松原北町58）

Visiting researcher, Institute of Disaster Mitigation for Urban Cultural Heritage, Ritsumeikan University

²東北大学大学院教授 環境科学研究所（〒980-0845 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468-1）

Professor, Graduate School of Environmental Studies, Tohoku University

In this study, we examine the temporal and geographical characteristics of theft and arson occurrences targeting cultural properties at shrines and temples from 1986 to 2018 using the article databases of the two major newspapers in Japan, Asahi Shimbun and the Yomiuri Shimbun. As a result, the number of article reports increased in 2004, indicating that this year will be a milestone for man-made disasters at shrines and temples, possibly caused by several incidents of illegal international outflows of stolen properties that attracted public attention. Regarding the geographical aspects, the locational coefficient of theft was higher in non-urban areas adjacent to the metropolitan areas. In these areas, tenantless temples having Buddhist statues that were not designated as cultural properties were targeted. The locational coefficients of arson tended to increase in more urbanized areas that were associated with higher anonymity and easier access.

Keywords: Heritage crime, Cultural properties, Temple, Shrine, Human-made disaster, Database of newspaper articles, Japan

1. はじめに

文化遺産とその維持管理主体に対する一連の犯罪行為である文化遺産犯罪 heritage crime は、文化遺産の継承を阻害する人的災害であり、様々な社会的文脈でその被害の大きさと対策の重要性が指摘されてきた¹⁾。文化遺産犯罪の内実は多様であり、系統的にこれを定義した上で、被害を継続的に把握する社会的制度や管理体制の必要性が指摘されている²⁾。日本においては、行政機関によって指定された美術工芸品や建造物文化財への犯罪被害が注目されてきた。消防庁によれば、社寺建造物を中心とする重要文化財建造物等（史跡等の建造物や都道府県指定などの建造物を含む）の火災被害は年5棟程度の件数で推移しており、その6割以上は放火あるいはその疑いが出火原因とされている³⁾。また、国指定文化財（美術工芸品）の管理状況が適切に把握されていない懸念から、2013年には文化庁による一斉の所在確認が実施された。その結

果、2015年5月の報告時点で、調査対象とされた10,524件の指定文化財中172件が所在不明であり、その内、盗難によるものが30件と報告された⁴⁾。その後、盗難被害の回復も図られ、2018年4月時点において所在不明件数、内盗難件数はそれぞれ161件と28件に微減したが⁵⁾、盗難による所在不明28件中23件は社寺保有の文化財であり、盗難被害に対する社寺の脆弱性が際立っている。中谷ほか⁶⁾は、国指定登録文化財を所有する社寺を対象に郵送質問紙調査を行い、およそ25年間（1991年以降、2016年1月の調査時点まで）の期間で、盗難、放火、落書き・器物損壊の被害を受けた社寺はそれぞれ、全体の61.7%、8.4%、33.0%と推定している。なお、盗難の大半は賽銭に関する被害であり、神像・仏像、美術工芸品、歴史資料についての盗難被害率の推定値は、それぞれ9.7%、3.7%、1.4%であった。

このように社寺における盗難や放火などの犯罪行為による文化遺産の「被災」は継続的に発生しているが、これらは指定・登録されている文化財やこれを所有する社寺に限られた被害実態である。これに対して、谷崎・中谷は1984～2014年の読売新聞データベースを利用し、社寺の火災および文化財の盗難に関する記事の抽出を行った⁷⁾。その結果、社寺の火災および盗難事件の報道件数が2000年代以降に急増したこと、著名な社寺での指定・登録文化財の盗難事件のほかに、無住寺などから文化財未指定である仏像などの盗難事件が数多く発生したことを明らかにしている。一方で、情報源を読売新聞の記事に限定していたことにより報道件数が少なく、地域的な被害の発生傾向については都道府県別の集計値を概観したに過ぎなかったことから、被害に遭う社寺の地域特性の把握が不十分であった。そこで、本稿では読売新聞に加えて朝日新聞の記事より社寺における放火・不審火および文化財盗難に関する記事を抽出し、関連する記事データベースを拡充した。これに基づき、時期別の発生動向を再検討するとともに、多くの記事が社寺の所在地として報告している市区町村名を利用して地域特性に着目して社寺の人的被災に関する近年の動向を検討することにした。

2. 研究方法

(1) 研究資料と記事の抽出

本研究では、読売新聞のデータベース「ヨミダス歴史館」と朝日新聞のデータベース「聞蔵IIビジュアル」を社寺における犯罪被害の記事検索に関する主資料として利用した。本資料では、1986年以降についてテキストでの検索と新聞記事の画像を同時に閲覧できる。先行研究と同様に、掲載記事の抽出にあたっては、「焼」「盜」「寺」「神社」「社」をキーワードとして候補となる記事の選定を行った後、記事内容を確認して仏像や美術品の盗難および歴史的建造物の火災に関する記事を社寺の人災に関する記事として最終的に抽出した。なお、社寺における金銭の盗難など、文化遺産への被害とは思われない内容の記事は除外してある。その後、記事内容から同一事件の報道を識別して事件単位で1レコードとなるデータベースを作成した。抽出された事件レコードは1,283件（盗難516件、放火・不審火767件）であった（表1）⁸⁾。なお、火災については、人災によるものを分析対象とするため、明らかな失火は除外し、放火あるいはその疑いのある不審火に限定している。また、対象の社寺については、文化財指定登録の有無に限らず、すべての社寺を含んでいる⁹⁾。

表1 収集記事の内訳

	盗難	放火・不審火	総計
朝日・読売	83	110	193
朝日新聞	343	550	893
読売新聞	90	107	197
総計	516	767	1,283

(2) 事件報道の年次推移および地理的分布傾向の把握

盗難および放火・不審火のそれぞれについて、報道された事件数を新聞掲載日に基づいて年集計し、時系列的な動向を把握した。また、警察庁の「犯罪統計書」¹⁰⁾に基づいて社寺への侵入盗犯罪と放火認知件数の

推移を、消防庁の「消防白書」¹¹⁾に基づいて社寺の火災一般に関する件数の推移を把握し、報道された事件数と比較した。なお、社寺における侵入盗認知件数には、仏像・美術品の盗難に限らず、その他一般的な盗難事件が含まれている。また、1995年以前は窃盗の発生場所別集計の単位として社寺が項目立てされていなかったため、認知件数については1996年以後のものを示している。

記事に掲載された被害社寺の所在地に関する情報からは、全体の99%にあたる1,264件において所在市区町村が確認できる。そこで、この所在市区町村が判明する事件報道に限定し、地理的な事件の発生動向を整理することにした。都道府県でしか特定ができなかつた被害は、盗難15件、放火・不審火3件であり、これを除外しても分析結果に大きな影響はないとみなした。なお、市区町村は2015年の市区町村に基づいて集計した。ただし、各市区町村における報道件数は少なく、市区町村別の被害率に相当する指標は統計学的に著しく不安定なため、市区町村の類型を通して、被害分布の特徴を把握することを試みた。

国指定登録文化財保有社寺を対象とした先行研究より、社寺の立地特性として都市規模や周辺の市街化の程度が、社寺の犯罪被害と関係していることが明らかにされている¹²⁾。このような環境特性は社寺への接近の容易さや、周辺地域での監視性の程度を通して、犯罪被害のリスクと関連することが想定される。そこで、市区町村を分析の単位とし都市化に関連する解釈の容易な地区類型である修正都市雇用圏（都市化度類型）を利用することとした¹³⁾。本来の都市雇用圏は、DID（人口集中地区）人口によって中心都市を設定し、中心都市への通勤率10%以上の市町村を郊外都市として設定する。修正都市雇用圏では、中心都市が政令指定都市のものを大都市（雇用）圏、中心都市のDID人口が5万人以上のものを中都市（雇用）圏、1万人以上のものを小都市（雇用）圏とし、それ以外を非都市圏とする。ただし、大都市との近接性を評価するために、非大都市圏をここでは大都市雇用圏に隣接する地区群とそれ以外に区分し、最終的に計8類型を設定した。

この都市化度8類型別に、報道事件数／社寺総数で定義する盗難事件発生率および放火・不審火事件発生率を求めた。なお、仏教寺院および神社の総数は、それぞれ電話帳データ¹⁴⁾と『日本寺院総鑑』¹⁵⁾に基づき、対象期間内の変動は無視できるものとみなした。神社と寺院の総数は、それぞれ8,462件、78,601件である¹⁶⁾。さらに、各類型別の発生率を全国のそれで割ることで得られる立地係数（相対リスク）を求めた。立地係数が1.0以上であれば、全国での事件発生率よりも多くの事件が当該地域で報道され、立地係数が1.0を下回れば、全国での事件発生率よりも事件の報道数が当該地域では少なかったことを意味する。

3. 社寺における盗難および放火・不審火報道の概要と年次推移

(1) 被害の概要

表2には、新聞記事に基づいて把握される社寺で盗難に遭った物品と盗難場所の内訳を示した。彫刻には、仏像・神像・神体など、絵画には掛け軸、曼荼羅などが含まれる。工芸品は、太刀、太鼓や、祭具などを指す。書籍・典籍は、経典・経文が主に占めている。これによれば、新聞記事に表れる盗難事件は、寺院における彫刻（仏像）の盗難が圧倒的に多い。続いて多いのは、寺院における絵画の盗難である。一方、寺院と比べると、神社における盗難事件は少ないが、神体・神像など彫刻のほかに、祭礼で用いられる面などの祭具（工芸品）の盗難が確認される。その他の項目には、銅板や灯籠などが含まれている。銅板は、2015年と2017年に、滋賀県や茨城県において神社の銅板が剥がされる事件が相次いで発生している。

表2より、盗難事件は寺院において発生件数が多いことが分かる。2009年には京都市で仁和寺、建仁寺といった有名寺院を狙った連続的な犯罪事件が発生している。盗難に遭った仏像等はいずれも文化財未指定で持ち出しの容易な小型のものであった¹⁷⁾。国宝や重要文化財に指定されたものが博物館や警備の厳重な展示スペースに収蔵される一方、未指定の仏像は防犯対策が十分に採られていないことが多い¹⁸⁾。

表 3 には、社寺における火災の内訳を示した。火災の原因について、記事内に放火・不審火と明記されているものと、不審火の疑いがあるものに分類した。ここから、寺院と神社では、神社において放火・不審火の発生が多いことがわかる。表 2・表 3 から明らかとなった社寺における犯罪種別の差異については、寺院では建造物内に安置されている仏像等が盗難に遭うのに対し、神社の境内は開放的であり、放火の際には必ずしも建造物内に侵入する必要がないといった要因が考えられる。

表 2 新聞記事に基づく社寺からの文化財盗難の内訳 表 3 新聞記事に基づく社寺の放火・不審火の内訳

	彫刻	絵画	工芸品	書籍 典籍	古文書	その他		放火	不審火	不審火の疑い	総計	
	寺	299	38	5	4	4	35	寺	64	36	94	194
神社		68	1	37	2	1	35	神社	110	201	257	568
不詳		11	1	1	0	0	2	不詳	0	1	4	5
総計		378	40	43	6	5	72	総計	174	238	355	767

(2) 盗難報道の時系列的推移

新聞記事に基づいた社寺における盗難の報道件数の時系列的推移（図 1）によれば、社寺における盗難事件の報道件数は 1998 年に一時的に急増している。同年には、長崎県壱岐の安国寺で 1994 年に盗難に遭った重要文化財である「大般若経」が、韓国で国宝指定された経典に酷似しているとの報道がなされた。ただし、年内の続報は読売新聞 1 件、朝日新聞は 0 件であり、この報道そのものが 1998 年の報道件数増加に大きな影響を及ぼしているかは判断が難しい。その後、報道件数がピークとなるのは 2004 年である。2003 年から 2004 年にかけては、社寺への侵入盗認知件数も増加している。また、2003 年には兵庫県の鶴林寺において、その前年である 2002 年に盗難に遭った国の重要文化財の掛け軸 8 幅のうち、「絹本着色弥陀三尊像」が韓国で売却されていた記事が掲載されている。この事件については、容疑者の起訴（2004 年）とともに、韓国内では 3~5 人のブローカーの手を経て博物館や個人収集家に渡る販売ルートが確立されていることが報じられている¹⁹⁾。1994 年に盗難に遭った長崎県壱岐の安国寺についても触れられており、国内の文化財が海外に流出していることに社会的な関心が高まった時期と判断できる。

この後、盗難の報道件数は減少するが、認知件数自体は 2007 年がピークとなっている。2000 年代後半には、仏像をはじめとする古美術ブームが起こっている²⁰⁾。2009 年には東京国立博物館で『国宝 阿修羅展』が開催され 94 万人が来場、幅広い年齢層に「阿修羅ブーム」といえる社会現象を巻き起こしたといわれている²¹⁾。社寺における侵入盗の認知件数増加が、このような社会的な流行と関連している可能性もあるが、仏像の盗難が増加したかは警察の統計では分からぬ。

報道件数は、先述のように 2004 年をピークに徐々に減少傾向にあり、2011 年に急減している。これは、2011 年 3 月に発生した東日本大震災の影響と考えられ、同時期の犯罪被害の減少よりは、限られた紙面を利用する都合上、報道件数の取捨選択がなされた結果と考えられる。その後、2012 年に再びやや増加傾向がみられるのは、長崎県対馬市で発生した仏像盗難事件が関連していると考えられる。この事件では、盗難に遭った仏像 3 体のうち 2 体が韓国へ持ち込まれ、国際的な仏像返還問題に発展した。2015 年に 1 体が対馬市へ返還されたものの、右手中指が欠損しており²²⁾、残り 1 体は未だに返還されていない。

(3) 放火・不審火報道の時系列的推移

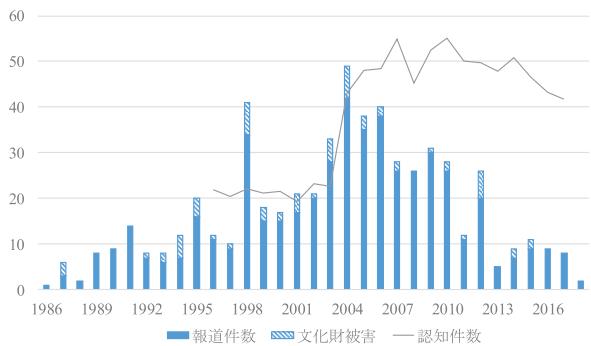


図1 社寺における盗難に関する報道・認知件数の推移(1986-2018)

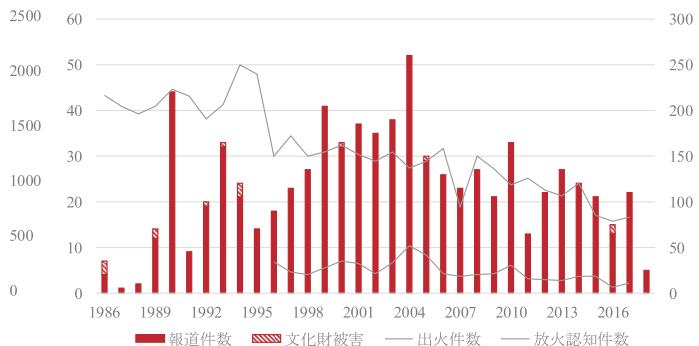


図2 社寺における放火・不審火に関する報道・認知件数の推移(1986-2018)

図2は、新聞記事による社寺の放火・不審火の報道件数と消防庁による社寺の火災件数の推移を示している。消防庁による出火件数をみてみると、1994年が最も多く、それ以降は減少傾向にあるのに対し、報道件数は1990年に急増しており、1999年もやや多く、2004年が最も多い。また、同図には警察による社寺で発生した放火事件の認知件数を示しており、これに着目すると2004年がピークとなっている。

1990年には、皇室関係の施設や神社を狙った過激派によるゲリラ放火が相次いで発生した。7月には即位の礼、大嘗祭に反対する過激派による放火で、奈良県の神社3ヶ所が全焼した²³⁾。これら政治思想を背景とする過激派による社寺への放火は1993年にも発生しており、仁和寺や三千院などが時限式発火装置によって被害に遭った²⁴⁾。一方で、1999年には奈良県の寺院で放火・不審火による火災が2週間のうちに5件発生している。文化財への大きな被害はみられなかったが、南明寺の本堂（国重文）の扉を焦がした。南明寺はこの事件の後に火災報知機を設置したが防犯装置は設置されず、2002年には仏像の盗難に遭っている²⁵⁾。

2004年は、盗難の報道件数と警察による社寺での放火事件の認知件数のピークが一致した年である。先述のとおり、盗難事件の報道件数のピークも2004年であり、この時期は社寺における盗難・放火事件が多発しており、社会的な関心も高かった時期といえる。2000年には、京都府の寂光院の本堂が放火によって全焼し、重要文化財に指定されていた「木造地蔵菩薩立像」が焼損した。この事件は、翌朝の朝刊の一面に掲載されるなど大きく報道され²⁶⁾、社寺における火災事件について社会的に大きな関心を集めたと考えられる。

4. 社寺における盗難および放火・不審火報道の地理的分析

(1) 盗難被害の地理的な特徴

図3（左）には、社寺における盗難の報道件数を市区町村ごとに集計して示した。東京都を中心とした関東地方と、近畿地方において報道件数が多い。盗難事件は都市部・都市周辺に集中している傾向がみられる。北海道や東北地方における被害はあまりみられない。

盗難の発生している社寺が置かれた地理的な状況をみるために、都市化度類型別に事件の発生率を整理した（表4）。その結果、社寺数に対する盗難被害率が最も高い値を示す類型は、「非都市圏（大都市圏近接）」であり、最も低い値を示した類型は「大都市中心」であった。

この都市化度類型別の盗難被害率について、カイ2乗統計量による分割表の独立性検定では、5%水準で有意な結果が得られ（p値=0.04）ため、都市化度類型によって盗難被害率に違いがあるものと考えられる。Tukeyの方法による比率の多重比較検定によれば、5%水準で「非都市圏（大都市圏近接）」と「大都市中心」の比率

の差に統計的に有意な差が認められ、大都市圏に隣接する非都市域の高い被害リスクが確認された。

この「非都市圏（大都市圏近接）」では僧侶が常駐していない無住寺での被害発生率が高く、同様に 5% 水準に基づいた Tukey の多重比較的検定を用いると、「非都市圏（大都市圏近接）」は「大都市中心」および「中

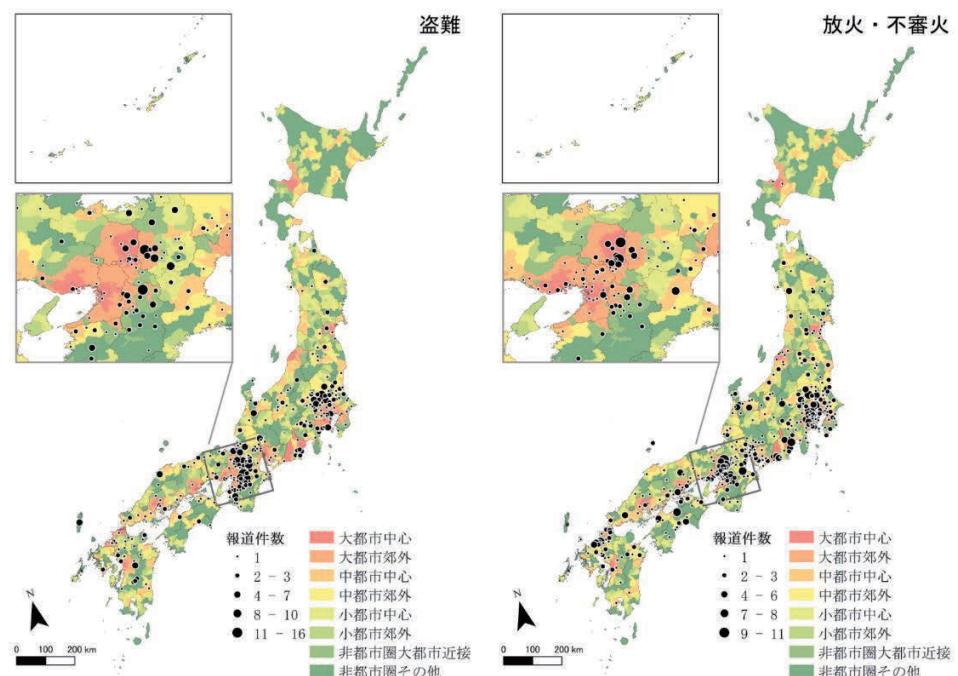


図 3 市区町村別にみた盗難および放火・不審火の報道件数の分布

表 4 都市化度類型別にみた盗難および放火・不審火の報道件数と被害率・立地係数

	盗難				放火・不審火											
	報道件数		無住寺の被害		文化財の被害		報道件数									
	社寺数	実数	被害率 ¹⁾	立地係数	無住寺 被害率 ¹⁾	立地係数	実数	被害率 ¹⁾								
1. 大都市中心	14,147	64	4.52	0.77	5	0.35	0.42	0	0.00	0.00	210	14.84	1.68	9	0.64	3.96
2. 大都市郊外	14,994	102	6.80	1.16	18	1.20	1.43	11	0.73	0.91	185	12.34	1.40	2	0.13	0.83
3. 中都市中心	15,344	79	5.15	0.88	6	0.39	0.47	9	0.59	0.73	117	7.63	0.87	1	0.07	0.41
4. 中都市郊外	11,731	66	5.63	0.96	10	0.85	1.02	14	1.19	1.48	79	6.73	0.76	1	0.09	0.53
5. 小都市中心	9,059	59	6.51	1.11	10	1.10	1.32	10	1.10	1.37	58	6.40	0.73	0	0.00	0.00
6. 小都市郊外	4,636	24	5.18	0.88	5	1.08	1.29	5	1.08	1.34	15	3.24	0.37	0	0.00	0.00
7. 非都市圏大都市近接	5,573	46	8.25	1.40	11	1.97	2.35	7	1.26	1.56	35	6.28	0.71	1	0.18	1.12
8. 非都市圏その他	11,558	72	6.23	1.06	8	0.69	0.83	12	1.04	1.29	68	5.88	0.67	0	0.00	0.00
総計	87,042	512	5.88	1.00	73	0.84	1	70	0.80	1.00	767	8.81	1.00	14	0.16	1.00

1) 被害率は、1000社寺あたりの割合を示した。

「大都市中心」に比べて、無住寺での被害発生率が有意に高いと判断された。関連する記事によれば²⁷⁾、和歌山県内で 2008~18 年に 101 件の盗難事件が発生し、仏像等計 296 点が盗まれており、そのうち 76 件が無人であった。また、滋賀県では、2003~17 年にかけて、無住社寺の仏像等を中心に 66 件の盗難事件が発生しているという²⁸⁾。ただし、無住社寺における盗難はすべてが記事によって報道されている訳ではなく、和歌山県警や滋賀県警が発表している被害件数と報道件数には差がみられる。そのため、実際の被害件数は報道件数よりも多く、記事になっていない被害が多いと考えられる点に留意する必要がある。

文化財の被害率については、同様の 5% 水準による多重比較検定によれば「大都市中心」に比べて「中都市郊外」の被害率が有意に高かった。また、多重比較検定では有意な差を認めなかつたが、「非都市圏（大都市圏近接）」の文化財被害率も同程度に高値である。これらの結果から、無住寺が狙われる要因と同様に、大都市の中心に立地する社寺よりも、人口が減少し地域での管理・監視に乏しく、人目につきにくく侵入可能な

社寺が盗難に遭うリスクが高いことが示唆される。

(2) 放火・不審火の地理的な特徴

図3(右)は、社寺における放火・不審火の報道件数を市区町村ごとに集計して地図化したものである。ここからは、社寺における放火・不審火の被害も全国的に広がっていることがわかる。ただし、盗難と同様に東京を中心とした関東地方や近畿地方において、とくに報道件数が多い。盗難と同様に都市化度類型を用いて検討してみると(表4)、「大都市中心」で最も被害リスク(立地係数)が高く、次に「大都市郊外」、「中都市中心」と続き、都市化度の高い地域にある社寺ほど、放火・不審火による被害リスクが明らかに高いことが分かる。

この都市化度類型別の放火・不審火被害率について、カイ2乗統計量による分割表の独立性検定では、5%水準で有意な結果が得られる(p値 < 0.001)。Tukeyの方法による比率の多重比較検定によれば、「大都市中心」および「大都市郊外」とそれ以外の類型との被害率の差はいずれも5%水準で有意な差とみなされ、大都市圏に立地する社寺の被害リスクの高さを確認できる。

放火については、人気のない建築物が標的になっていることが多い。2015年に起きた群馬県の連続放火事件の例をみてみると、6件発生した不審火のうち4件が空き家、2件が人気のない神社で発生したものであった²⁹⁾。放火容疑で逮捕された男は、空き家から現金を盗み、金額が少ないと腹を立てて火をつけた。その後、神社でも賽銭を盗もうとしたが、金のないことに腹を立てて放火している。ほかにも、「さい銭をとろうとしたが、少額だったので腹が立ち火をつけた」³⁰⁾、「さい銭箱は施錠されており、重くて持ち出すこともできず憤慨した。うつぶんばらしに神社に放火して困らせようと考え」た³¹⁾といったように、賽銭を盗めずに立腹して放火をするような事例が複数みられる。

5. 結論

朝日新聞と読売新聞をあわせて検討した結果、犯罪による社寺の文化財被害に関する報道件数の増加の画期となるのは2004年であった。2000年代には、寂光院の本堂が放火により全焼し(2000年)、鶴林寺での盗難(2003年)の詳細が報道されるなど文化財被災に関する大きな報道が相次いだ。以上のように、発行部数上位2位の2紙を分析対象としたことにより、社寺に関する人災の時期的傾向をより正確に把握することができた。その主たる特徴には既往研究³²⁾と大きな差異がみられず、2000年代初期に社寺の人災に関する報道の画期があったことは共通して確認された。

社寺における盗難被害については、全国的に被害が拡大していることが明らかだが、大都市の周辺部において被害の発生リスクが高い傾向が確認された。大都市からの移動が容易であり、人口減で地域での管理・監視が行き届きにくい状況において、地域の文化財が失われる事態が相次いでいるものと考えられる。このように、大都市郊外・大都市隣接の非都市部で被害が多いという傾向は、無住寺における盗難被害の多さと関連していると考えられる。都道府県別の分布図を示したのみで十分に立地特性を解析できなかった既往研究³³⁾と比べ、本研究では、市区町村別のデータを都市圏という単位で集計することで、立地特性をより明確にすることができた。

社寺における放火・不審火については、都市化の程度が高いほどリスクが高くなる傾向がある。大都市に立地する著名な社寺を対象とした政治的なテロなどは、耳目の集まりやすい大都市での犯行が意図されやすいと考えられる。また、匿名性が高く多数の寺院が存在する大都市においては、「むしゃくしゃして」、「賽銭を盗めなくて」といった衝動的で計画性に乏しい犯行による被害リスクも高くなっているものと考えられる。

国指定登録文化財を所有する社寺を対象とした先行研究では、犯罪被害の重複や繰り返し被害に遭う社寺

もみられ、リスクの偏在が指摘された。賽銭泥棒被害のある社寺では、文化遺産に関する盗難被害および放火被害のリスクが増大していることも明らかにされている。賽銭盗難の発生自体、当該社寺への侵入に関する脆弱性を示すものであり、賽銭の盗難はより深刻な文化遺産犯罪の予兆的事案としても重要である³⁴⁾。ただし、社寺の立地する環境特性として、仏像の盗難については山林に囲まれた社寺での被害が大きいことが示されていたものの、放火については報告された件数が乏しく明確な関連性が得られていなかった。本研究では、新聞記事を活用することで、犯罪被害の対象となる社寺の範囲を広げることで、放火・不審火による社寺被害リスクの地域差について新たな知見を得ることができたと考えられる。

新聞記事は報道価値に基づいた選択がなされており、事件発生に関する客観的な資料としては限界もある。しかし、報道記事によれば、盗難事件の多発する無住の社寺のように通常の社会調査では大規模に調査し難い犯罪発生も把握できる利点がある。社寺における犯罪被害のさらなる分析にあたっては、データベースの拡張やより詳細な記事分析を通じた犯罪被害の特性と対策の検討とともに、無住寺など目の届きにくい地域に根差した社寺への実地調査など、複数の調査手法の併用を通じた多面的な考察が必要と考えられる。

参考文献

- 1) Grove, L., Thomas, S. eds.: *Heritage Crime: Progress, Prospects and Prevention*. Palgrave Macmillan, 2014.
- 2) Grove, L.: *Heriticide? Defining and Exploring Heritage Crime*. Public Archaeology, Vol. 12, No. 4, pp. 242–254, 2014.
- 3) 総務省消防庁：重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会. 重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会報告書（中間報告）, 総務省消防庁, 2010.
- 4) 文化庁：（報道発表）国指定文化財（美術工芸品）の所在確認の現況について, 2016 . http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2016051301.pdf (2019年5月5日閲覧)
- 5) 前掲4)。
- 6) 中谷友樹・米島万有子・崔明姫：全国調査からみた文化財保有社寺における犯罪被害. 歴史都市防災論文集 Vol. 11, 25-32, 2017.
- 7) 谷崎友紀・中谷友樹：近年の新聞報道からみた社寺における盗難と火災. 歴史都市防災論文集, Vol. 10, pp. 67-74, 2016.
- 8) 表1の①は朝日新聞・読売新聞両新聞社において当該事件の記事がみられたもの、②・③はそれぞれの新聞社のみに記載があったものを示している。
- 9) 社寺のなかには、火災に脆弱な木造のものから不燃構造のものまでさまざまな建造物が含まれることが考えられるが、新聞記事の記載からは構造を特定することが困難であるため、本研究ではすべての建造構造の社寺を対象としている。
- 10) 警察庁：『犯罪統計書』(平成8～平成30年)
- 11) 消防庁：『消防白書』(昭和61～平成30年)
- 12) 前掲6)
- 13) 増渕 知哉, 中谷 友樹, 花岡 和聖, 村中 亮夫:都市化・郊外化の度合いと社会関係資本の関連性に関するマルチレベル分析, 地理科学 67-2, 71-84, 2012.
- 14) NTT ハローページを電子化した株式会社アインツのデータ製品「電話帳 CSV データ（法人業種付き）2015年10月更新版」(<https://teldata.jp/>) を利用して、神社の業種コードを抽出の後、明らかに神社でないものを除外して作成した。
- 15) 『日本寺院総鑑 Ver6_1 東日本版』, 『日本寺院総鑑 Ver6_1 西日本版』, (株)協栄プランニング, 2014.
- 16) 経済センサスでは、神道系事業所として約1.1万件があがっており、電話帳で確認できる数・分布とはおおよそ対応している。事業所統計には神社ではない事務所が含まれていることから、ここでは、神社数として電話帳データ(2016年)を利用した数値を用いた。ただし、文化庁による『宗教年鑑』では、神道系の法人としての神社総数は全国で約8万件で推移しているが、その市区町村別の統計は不明である。このように神社数については統計によって大きな違いがあるが、本研究では地域別統計の利用可能性から、事業所としての神社・寺院数にほぼ対応する数値を利用した点に留意する必要がある。
- 17) 『読売新聞』「京の寺院、昨年以降の盗難11件、文化財未指定狙う同一犯？仁和寺の觀音像も」2009年2月6日
- 18) 『読売新聞』「仏像盗の押収21体 容疑者「信仰心、毎日拝んだ」 建仁寺「心込めお迎え」2009年3月2日
- 19) 『読売新聞』「文化財盗「韓国ルート」と接点か 韓国籍の男逮捕 兵庫の元所有者に売却図る」2007年2月25日
- 20) 『朝日新聞』「団塊も若者も愈されたい？ 仏教本好調」2007年6月21日
- 21) 『朝日新聞』「阿修羅展閉幕、旅立ちの法要 94万人が来場 東京国立博物館」2009年6月8日
- 22) 『読売新聞』「盗難仏像 対馬に戻る 韓国から1体 当面は資料館で保管」2015年7月18日
- 23) 『朝日新聞』「奈良で同時放火ゲリラ、神社3カ所全焼 大嘗祭反対か」1990年7月31日
- 24) 『朝日新聞』「三千院の時限式発火装置は2個 京都の連続爆破・放火事件」1993年4月28日
- 25) 『読売新聞』「奈良市・南明寺の重文仏像 盗み出し境内軒下に放置 防犯態勢整備の矢先」2002年6月26日
- 26) 『朝日新聞』「出火前後、自転車が猛スピードで走り去る」2000年5月10日
- 27) 『朝日新聞』「指定文化財、盗難115件」2018年8月15日
- 28) 前掲25)
- 29) 『朝日新聞』「太田で不審火6件 半径1キロ圏内、10月以降」2015年1月20日
- 30) 『朝日新聞』「さい錢少額、腹立て神社に放火の疑い 若松署が再逮捕」1994年9月8日
- 31) 『朝日新聞』「神社放火の日穀、起訴事実認める 初公判」2005年3月16日
- 32) 前掲7)
- 33) 前掲7)
- 34) 前掲6)